

# 視察研修報告

10月2、3日に2つの委員会合同で長野県駒ヶ根市社会福祉協議会と長野県飯島町を視察しました。

総務産業  
委員会

## 太陽光発電施設設置規制について

視察研修を  
終えて

平成29年10月3日、所管事務の視察研修を実施しました。

### 調査事項

総務産業委員会は長野県飯島町の、太陽光発電施設設置規制について視察研修をしました。

飯島町では、平成26年2月14日に飯島町地域自然エネルギー基本条例を策定しました。

町と地域と業者の3者で作り、第1条から第9条まであります。

第1条 この条例は、自然エネルギーの活用に関する基本理念を定め、町民及び事業者の役割をあきらかにする。

第2条 この条例において、「自然エネルギー」とは、次に定める。

第3条 飯島町の自然エネルギーは、先達が守り育

てきた自然資源であるとの認識のもと、基本理念は守る。

第4条 町は、地域社会が持続的に発展するように、基本理念に沿って町民や事業者への支援等する。

第5条 町民は、基本理念に沿って他の町民の自然エネルギーに対する権利を尊重し、主体的に努めるものとする。

第6条 町で活動する事業者は基本理念に沿って町民の自然エネルギーに対する権利を尊重する。

第7条 町は、自然エネルギーの活用に関しては、国、地方公共団体、研究機関、町民、事業者と共に、相互の協力が増進されるよう努める。

第8条 町は、エネルギーの活用について町民及び事業者の理解を深めるため、必要な措置を講ずるものとする。

第9条 この条例の施行

に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

### 飯島町の基本条例の感想

飯島町の自然エネルギー基本条例は、景観保全のため政策的抑止地域を設け、発電所が出来ない範囲を決めています。鳩山町も条例、規則が必要と痛感しました。



説明していただいた飯島町住民税務課長と生活環境係長



自然エネルギー基本条例について説明を受ける



長野県飯島町役場にて

長野県飯島町には、自然エネルギー活用発電施設設置条例がある。10キロワット以上の発電施設を計画した場合、地域住民に説明会を行い、設置計画同意書を町に提出し、許可を受けてから工事を始める方法で開発を規制している。(森)

事業者が20年後、廃棄物になる事も含め、計画段階から地元説明会をし、許可を受ける。安心感が大きい。

鳩山町が行なった場合、条例施行前後の差をどのように埋めるかが課題と感じた。(中山)

「再生可能エネルギー」の設置についての条例」を全国で先駆けて制定しており、町の強みであり、財産である中央、南の両アルプスの景観を守り、かつ住民の住環境を守るという取り組みに、しっ

# 常任委員会レポート

福祉文教  
委員会

## 「こまちゃん宅福便」とは

平成29年10月2日、所管事務の視察研修を実施しました。

### 調査事項

生活支援サービス事業「こまちゃん宅福便」について

長野県駒ヶ根市は、人口3万2266人、1万2646世帯、社協の職員124人（正規35、嘱託12、臨時23、パート54人）で、地域福祉、障がい者支援、介護保険事業を行っています。また、16の行政区すべてに社協ができています。

### いつから始まったの

平成14年から「住民参加の生活支援サービス、いつでも、だれでも、こまちゃん宅福便」を始め、平成28年度に利用者は103人、支援する人は70人で、事業

の考え方は、鳩山町の「ふれあい在宅サービス」と同じです。

### サービス内容は

特徴的なサービス内容は、外出で食事等同行、家事で整理整頓、「ゴミ出し、動物の世話など、介助・見守りで食事介助、身体介助、入浴介助、話し相手、見守りなど、その他では、子ども支援、農作業、草取り、庭手入れ、住宅修理などの日常生活上必要とする援助です。

利用時間は、午前8時30分から午後6時まで。利用料は、目安として1時間当たり800円、移動の燃料、買い物の材料費等は実費負担です。利用者と支援者の直接やり取りで決められます。

契約書を作り、社協がコーディネートします。

### 「はつきり断わる」とは

困り事には色々あって専門的で、難しいこともあり

ますが、「そういうことにこのサービスでは応えられない」とはつきり断わることです。

支援する人は、2ヶ月に1回社協に報告書を提出します。

### 重要なことは

「利用者は「御礼」の気持ちが必要」「未永く続けるために有償が良い」「対応に付き合ひ、自助、自立を助けることが重要」など、利用料や生活支援のサービスの内容と範囲など参考になりました。



生活支援サービス事業について説明を受ける



駒ヶ根市社会福祉協議会にて

かりとした町の方針が見え、素晴らしい取り組みと感じた。（石井徹）

駒ヶ根市社協実施の住民参加型生活支援サービスは、住民同士のきめ細かな支え合いが行われ、高く評価できます。今後、最多利用の外出支援サービスと福祉有償連送の連携が課題でしょう。（日坂）

小地域で日常を支えあう「こまちゃん宅福便」は、昔の鳩山町にあった近所付きあいと考える支えあえる関係を作ることを目的としているが高齢化が進む中で、どのように組織を育てるかが課題である。（小川）

駒ヶ根市の地域福祉事業「こまちゃん宅福便」は、住民参加の生活支援サービスとして、地域に根差した有償ボランティア事業だった。当町でも社協のふれあい在宅サービスをさらに充実し、発展させるべきと感じた。（大賀）